

14. 10

本人確認できる印の取扱い

1. 押印が必要な手続

以下（１）及び（２）に掲げる手続においては、申請書又は申請書に添付する権利の承継若しくは登録の原因を証明する書面等（以下「添付の証明書類」という。）に本人確認ができる印を押さなければならない。

（１）申請書に提出者又は登録名義人の押印を要する手続（代理人により申請する場合を除く。）

ア. 氏名（名称）変更届（特例施規４条２項、現金手続省令３条２項）

イ. 住所（居所）変更届（特例施規４条２項、現金手続省令３条２項）

ウ. 登録名義人等の表示変更（更正）登録申請（特登施規１０条４項^{*1}、特登施規様式第９備考４）

（２）添付の証明書類に譲渡人等の押印を要する手続^{注1}

ア. 出願人名義変更届（特施規１２条^{*2}、特施規様式第１８備考１９及び２０、商施規様式第１１備考１７及び１８）

イ. 特定承継による特許権等の移転登録申請（特登令２９条３項^{*3}、特登施規１０条１項^{*1}、特登施規様式第７備考１５）

ウ. 特許法第７４条第１項の規定による請求に基づく特許権移転登録申請（特登施規１０条２項^{*1}、特登施規様式第７の２備考２）

エ. 一般承継による特許権等の移転登録申請（特登施規１０条３項^{*1}、特登施規様式第８備考３）

オ. 専用実施（使用）権設定（変更）登録申請（特登令２９条３項^{*3}、特登施規１０条５項^{*1}、特登施規様式第１０備考５、商登施規４条３項、商登施規様式第８備考）

カ. 仮専用実施権設定（変更）登録申請（特登令２９条３項^{*3}、特登施規１０条６項^{*1}、特登施規様式第１１備考８）

キ. 質権設定（変更）登録申請（特登令２９条３項^{*3}、特登施規１０条７項^{*1}、特登施規様式第１２備考９）

ク. 実用新案権抹消登録申請（実登令７条において準用する特登令２９条３項、実登施規２条の３、実登施規様式第６備考１５）

ケ. 商標権分割登録申請（商登施規４条１項、商登施規様式第６備考１７）

コ. 商標権分割移転登録申請（商登令１０条において準用する特登令２９条３項、商登施規４条２項、商登施規様式第７備考６）

サ. 通常使用権設定（変更）登録申請（商登令１０条において準用する特登令２９条３項、商登施規４条３項、商登施規様式第８備考１０）

2. 命令に基づく本人確認ができる印及びその証明

（１）本人確認できる印

命令に基づく本人確認できる印は、具体的には以下ア. 又はイ. の印鑑を使用するものとする。

ア. 実印（法人の場合は登記所に登録済みの印鑑、個人の場合は市区町村に登録済みの印鑑。）

イ. 実印により証明することが可能な法人の代表者印（特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を（２）イ. により証明することができる印鑑。）

（２）本人確認できる印であることの証明

申請書又は添付の証明書類に押された印については、各手続を行う代理人（代理人によらない手続の場合は、手続者本人）の宣誓により、使用した印鑑が、本人確認ができるものであることを確認できた場合は、上記（１）で定める印が押されたものと認める。ただし、当該宣誓内容や使用された印鑑に合理的疑義がある場合は、以下ア. 又はイ. に記載する印鑑を証明する証明書等（以下「印鑑証明書等」という。）の提出等、追加の本人確認措置を求める。

なお、本人確認できる印であることの証明は、上記宣誓によらず、以下ア. 又はイ. に記載の印鑑証明書等の提出による場合も認める。

ア. （１）ア. （実印）の場合

印鑑証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。作成後3箇月以内のもの。（以下同じ。））

イ. （１）イ. （実印により証明することが可能な法人の代表者印）の場合
実印による証明書（代表者印を押印し、特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を、証明する日、法人の住所、名称及び代表者名を記載し、さらに実印を押印し証明するもの。）及び実印の印鑑証明書

（改訂令和8・4）

*¹ 特登施規10条：実登施規3条3項（第6項を除く）、意登施規6条3項（第6項を除く）、商登施規17条3項（第2項、5項及び6項を除く）において準用

注¹ 1. （２）イ. 、オ. ～ク. 、コ. 及びサ. の手続において、登録の原因について第三者の許可、認可、同意又は承諾を要する場合であって、申請書にその第三者が記名し、印を押したときは、第三者の許可等を証明する書面を添附することを要しない（特登令29条3項*³）。

*² 特施規12条：実施規23条1項、意施規19条1項において準用

*³ 特登令29条：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用